

## 議 事 録

会議の名称	令和4年度登米市農業委員会第8回総会		
開催日時	令和4年11月25日（金） 午後1時30分 開会          午後2時30分 閉会		
開催場所	中田庁舎3階 旧議場		
議長の名氏	高橋 清範 会長		
出席者 （委員） の氏名	1番 岩 淵 勉 4番 菅 原 浩 之 7番 柴 崎 専 一 10番 佐 藤 幸 治 13番 鈴 木 泰 子 16番 尾 張 勝 19番 芳 賀 秀 二 22番 上 野 栄 公	2番 佐々木 まき子 5番 田 島 幹 雄 8番 佐 藤 瑛 彦 11番 松 野 秀 郎 14番 浅 野 和 宏 17番 芳 村 忠 市 20番 小野寺 義 幸 23番 門 馬 一 郎	3番 櫻 井 利 光 6番 阿 部 晃 徳 9番 鈴 木 巖 12番 阿 部 静 男 15番 五十嵐 幸 喜 18番 三 塚 芳 毅 21番 佐 藤 久 順 24番 高 橋 清 範
	( <span style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 1em; height: 1em;"></span> は欠席委員、 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 1em; height: 1em;"></span> は遅参委員、 <span style="border: 1px dashed black; display: inline-block; width: 1em; height: 1em;"></span> は早退委員)		
事務局職員 職 氏 名	説明員：農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 小泉 一誠 農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主幹 佐藤 聡、主事 安保 智、 主事 三浦 翼、主事 千葉 隆瑛 書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美		
議 題	報告第27号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第28号 使用貸借権の合意解約について 報告第29号 農地の現状変更届出について 報告第30号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第54号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第55号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について 議案第56号 空き家に附属した農地指定申請について 議案第57号 令和4年度農地等の利用の最適化に関する意見の決定について 議案第58号 登米市農政審議会委員の推薦について		
会議結果	議案第52号 申請のとおり許可することに決定した。 議案第53号 許可相当との意見を付すこととした。		

	<p>議案第 54 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 55 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 56 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 57 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 58 号 会長が指名する農業委員会委員を推薦することに決定した。</p>
会議の概要	下記のとおり
会議資料	<p>令和 4 年度登米市農業委員会第 8 回総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案書</li> <li>・ 議案説明資料</li> <li>・ 農地法第 3 条調査書</li> <li>・ 令和 4 年度農地等の利用の最適化に関する意見書（案）</li> <li>・ 諸般の報告</li> </ul>
発言者	議題・発言・結果
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あいさつ</li> <li>・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告</li> </ul>
議長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、12 番 阿部 静男 委員、13 番 鈴木 泰子 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 3、「諸般の報告」を行います。</p> <p>諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。</p> <p>これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第 4、報告第 27 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>

議長	<p>これで、報告第 27 号を終わります。</p> <p>日程第 5、報告第 28 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第 28 号を終わります。</p>
議長	<p>日程第 6、報告第 29 号「農地の現状変更届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第 29 号を終わります。</p>
議長	<p>日程第 7、報告第 30 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第 30 号を終わります。</p>
議長	<p>日程第 8、議案第 52 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。</p> <p>法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、基幹作業については一部を作業委託し、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第 3 号についても、譲託ではないため適用はありません。</p> <p>第 4 号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日</p>

	<p>数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第6号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。</p> <p>また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思ひます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>はじめに、第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>21番 佐藤 久順 委員</p>
21番委員	<p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和4年11月21日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第3条の進行番号6番については、別紙議案説明資料1ページから6ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、大崎市田尻に居住する譲受人が、同じく大崎市田尻に居住する譲渡人から、高齢により耕作できないとの意向を受けて、米山町中津山地内の農地を購入するものです。</p> <p>譲受人は、大崎市でおよそ96アールの農地を耕作しており、基幹作業については一部を作業委託するものの、農地の管理・経営については自ら行うとのことであり、許可については妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号8番、9番については、別紙議案説明資料7ページから13ページ、14ページから20ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、南方町新作田地内の農地を、譲渡人の祖父から、迫町と南方町にそれぞれ居住している孫の譲受人が贈与を受け、耕作を行うものです。</p> <p>譲受人は、新規就農であるが、今まで祖父の指導を受けながら耕作に従事しており、保有している機械の能力などから、要件を満たしていると判断され、許可については妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和4年11月25日</p> <p>現地調査委員 20番 小野寺 義幸 委員</p>

<p>議長</p>	<p>22 番 上野 栄公 委員 21 番 佐藤 久順 委員</p> <p>次に、第 2 分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>13 番 鈴木 泰子 委員</p>
<p>13 番委員</p>	<p>登米市農業委員会第 2 分科会に係る現地確認調査は、令和 4 年 11 月 21 日、午後 1 時 30 分から委員 2 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第 3 条の進行番号 12 番については、別紙議案説明資料 21 ページから 26 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、岩手県一関市に居住する譲受人が、同じく岩手県一関市に居住する知人である譲渡人から、譲渡人の要望により、中田町上沼地内の農地を譲り受け、耕作を行うものです。</p> <p>譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力などからみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれ、許可については妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号 13 番については、別紙議案説明資料 27 ページから 32 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、岩手県一関市に居住する譲受人が、東和町錦織地内に居住する譲渡人から、経営規模拡大のため、中田町上沼地内の農地を譲り受け、耕作を行うものです。</p> <p>譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力などからみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれ、許可については妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。 令和 4 年 11 月 25 日 現地調査委員 11 番 松野 秀郎 委員 13 番 鈴木 泰子 委員</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにはしていましたが、支障等について自席で発言をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>進行番号 1 番、2 番について、20 番 小野寺 義幸 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>

議長	<p>進行番号7番について、17番 芳村 忠市 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号10番について、19番 芳賀 秀二 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号11番について、13番 鈴木 泰子 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号14番について、9番 鈴木 巖 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号15番について、1番 岩淵 勉 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号16番について、12番 阿部 静男 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p>
7番委員	<p>進行番号3番の更新の太陽光の下で栽培するってということなんですが、3年間で10万ちょっとという値段、それと関連で4番、5番と、3年間で10アール当たりの単価が大分違うんですが、どういった形でこの単価なのか、また、更新なので、以前の価格がどれぐらいだったのか教えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>まず、2番目の質問の、以前と同じですか、ということについては、前回の更新前の価格と、契約金額と同じでございます。</p> <p>なお、進行番号3番について、なぜ高いのかという部分でございますが、この進行番号3番の方がもともとこの地区というか、この土地で太陽光、営農型太陽光の発電をするための権利のほうを国のほうに申請して得ていた関係で、借受人のほうと協議した結果、ほかの2名の方もいる上で協議した結果、進行番号3番の地権者の方の分について、土地代、高く設定するという事で同意して、こ</p>

	<p>の方の分だけ高いという状況で、契約のほうされているということで伺っております。</p>
7 番委員	<p>その同意って、3 人が一緒の場で同意した、ということよろしいですか。</p>
事務局	<p>そのようなお話で伺っております。</p>
議長	<p>柴崎 専一 委員さん、よろしいですか、今ので。</p>
7 番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>他に質疑はございませんか。よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 52 号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 52 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 9、議案第 53 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る申請は、第 5 条申請が 11 件です。適用法令等を確認したところ、農地法第 5 条第 2 項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。</p>

はじめに、第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。

21番 佐藤 久順 委員

21番委員

農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料33ページから35ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に建売分譲住宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号2番については、別紙議案説明資料36ページから38ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料39ページから41ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番、5番、6番については、別紙議案説明資料42ページから44ページ、45ページから47ページ、48ページから50ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地において現在操業している営農型太陽光発電事業を継続するため、一時転用許可期間を更新するもので、農地区分としては、農用区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、一時的な転用であって、かつ、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和4年11月25日

現地調査委員 20番 小野寺 義幸 委員

22番 上野 栄公 委員

21番 佐藤 久順 委員

議長	次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。
13番委員	<p>13番、鈴木 泰子 委員</p> <p>農地法第5条の進行番号7番については、別紙議案説明資料51ページから53ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅・農業用倉庫を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地の一部が既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号8番については、別紙議案説明資料54ページから56ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に堆肥盤・パドックを整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地の一部が既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号9番、10番については、別紙議案説明資料57ページから59ページ、60ページから62ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号11番については、別紙議案説明資料63ページから65ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和4年11月25日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 11番 松野 秀郎 委員 13番 鈴木 泰子 委員</p>

議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>これより、議案第 53 号について、質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p>
22 番委員	<p>確認事項でございますけれども、進行番号 2 番の居宅の新築で、我々、現地調査に参りました。</p> <p>その時にですね、居宅のすぐ隣が坂戸貝塚というふうなことで、その土地そのものが宅地にして大丈夫ですか、総会当日まで確認しておいてください、というふうなことをお願いしました。その結果をお願いします。</p>
事務局	<p>現地調査の後ですね、代書人の方に確認いたしまして、坂戸貝塚の埋蔵文化財包蔵地のエリア外ということで確認いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>上野 栄公 委員さん、よろしいですか。</p>
22 番委員	<p>はい。</p>
12 番委員	<p>関連ですけれども、埋蔵文化財のやつで、申請した司法書士だけに確認したということだけれども、これは専門分野が教育委員会の埋蔵文化財についてであって、こちらで確認するのが適正な確認ではないですか。</p>
事務局	<p>代書人の方がですね、教育委員会、文化財文化振興室のほうで確認されておりました、そのエリア外っていう分かる書面をですね、いただいておりますので、そちらで確認は出来ました。</p> <p>以上でございます。</p>
12 番委員	<p>了解しました。</p>
議長	<p>他に質疑はございませんか。よろしいですか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 53 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 53 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第 10、議案第 54 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本案件については、所有権移転が 10 件、利用権設定が 13 件、一括方式が 3 件となっております。</p>
議長	<p>所有権移転の進行番号 7 番と利用権設定の進行番号 4 番が 委員 に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。</p> <p>したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本議案の審議につきましては、分離して行うことに決定しました。</p> <p>はじめに、「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 7 番についての審議に入ります。</p> <p>本案件は 11 番 松野 秀郎 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《質疑なしのを確認》</p>

議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 54 号の所有権移転の進行番号 7 番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 54 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転の進行番号 7 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>11 番 松野 秀郎 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 4 番についての審議に入ります。 本案件は 17 番 芳村 忠市 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしのを確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 54 号の利用権設定の進行番号 4 番を採決します。</p>

	<p>お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 54 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号 4 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>17 番 芳村 忠市 委員 の入場を許可します。</p> <p style="text-align: center;">《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、議案第 54 号の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。 事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《質疑なしのを確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 54 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 54 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外の案件」については、原案のとおり決定しました。</p>

議長	<p>日程第 11、議案第 55 号「農地利用状況調査に伴う非農地判断について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>この案件につきましては、令和 3 年度の農地利用状況調査で 6 判定（山林原野化）と判定された農地をさらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地の判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。</p> <p>非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を送付し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 55 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 55 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は原案のとおり非農地として決定することにいたしました。</p>
議長	<p>日程第 12、議案第 56 号「空き家に附属した農地指定申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>この案件につきましては、農地指定申請時に提出された添付書類、農地台帳、申請人からの聞き取り等で適用の要件を確認したところ、空き家及び空き家に附属した農地の所有者が同一であります。</p>

<p>議長</p>	<p>また、都市計画法第8条に規定する用途地域ではなく、利用権の設定もされておりません。          以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。          ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。          第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>21番、佐藤 久順 委員</p>
<p>21番委員</p>	<p>空き家に附属した農地指定申請の進行番号1番については、別紙議案説明資料66ページに記載されているとおりです。          申請内容は、空き家情報バンクに登録された空き家に附属した農地の指定を行うものです。          この申請は、空き家及び空き家に附属した農地の所有者が同一で、担い手の農地集積・集約化に支障はありません。また、都市計画法第8条に規定する用途地域ではなく、利用権の設定もされておらず、非農地認定も可能ではないと思われることから、指定は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。          令和4年11月25日          現地調査委員 20番 小野寺 義幸 委員          22番 上野 栄公 委員          21番 佐藤 久順 委員</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。          これより質疑を行います。          質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。          これで質疑を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第56号を採決します。          お諮りします。          本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p>

議長	<p>よって、議案第 56 号「空き家に附属した農地指定申請について」は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>日程第 13、議案第 57 号「令和 4 年度農地等の利用の最適化に関する意見の決定について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから、議案第 57 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 57 号「令和 4 年度農地等の利用の最適化に関する意見の決定について」は、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>日程第 14、議案第 58 号「登米市農政審議会委員の推薦について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>登米市農政審議会につきましては、市長の諮問に応じ「農政に関する必要な事項を調査審議する」ために設置されております。</p> <p>当審議会の委員には、農業関係団体の役職員として高橋会長が任命されますが、今般、市長からほかに 1 名の農業委員会委員を推薦するよう依頼されております。その推薦の方法を「会長が指名する農業委員会委員を推薦する」とさせていただきたくお諮りするものであります。</p> <p>なお、市の担当部局からは、男女共同参画推進の観点により、前回同様に女性委員の推薦をお願いされているところであります。</p>

議長	<p>説明は以上でありますので、ご承認いただきますようお願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 58 号を採決します。 お諮りします。 本案は、会長が指名する農業委員会委員を推薦いたします。 これに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 58 号「登米市農政審議会委員の推薦について」は、会長が指名することに決定しました。</p>
議長	<p>それでは早速、指名いたします。 議席番号 13 番 鈴木 泰子 委員、よろしくお願いいたします。 なお、審議会は 12 月中に開催される予定とのことであります。</p>
議長	<p>以上で、本日の日程は、すべて終了しました。</p>
議長	<p>これで、令和 4 年度第 8 回登米市農業委員会総会を閉じます。</p>

． 上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 4 年 11 月 25 日

議 長(会長)

高橋 清範

議事録署名人 12 番

阿部 静男

議事録署名人 13 番

鈴木 泰子